

ペットの飼い主には責任があります!!

犬や猫などのペットが私たちに与えてくれるもの、それはいやしであり、楽しみです。ペットは人間社会に欠かすことのできない存在といえます。しかし、その一方でペットの放し飼い、フンの害などの苦情が役場に寄せられています。

大切なペットが誰かに迷惑をかけているかもしれません。ペットを飼うためには他人に迷惑をかけない、不愉快な思いをさせないことが最低限のマナーと言えます。



犬の散歩のマナー

散歩には、フンを始末する袋などを携行し、必ず持ち帰り処理してください。特に冬期間は、雪で隠れてしまうからといって処理していない場合があります。フンの回収は飼い主の責任です。必ず守らなければなりません。

犬は、2m以内の丈夫な網かクサリでけい留し、人のいない場所でも放して運動させないでください。たとえ子犬であっても、人によっては、不快感、恐怖感を感じます。



猫に対するマナー

猫は狭い場所であっても、住み慣れた場所が一番快適だと思っています。外へ放すことはやめてください。北海道のきまりで、猫は室内で飼うこととなっています。

野良猫に、むやみにエサを与えることは逆に不幸な猫を繁殖させる結果になります。

避妊・去勢

避妊・去勢手術をすれば、望まない子犬や子猫に悩むことはありません。和寒町では、避妊・去勢手術費用の一部を助成する制度があります。(問合せ先: 住民課環境衛生係)



守りましょう。飼い主のマナーと義務!

天塩川水系河川整備計画(原案)について ～意見を募集します～

今後、おおむね30年にわたる天塩川(大臣管理区間)の具体的な河川整備、維持について定める河川整備計画の策定にあたり、天塩川水系河川整備計画(原案)について皆さんの意見をお伺いします。

原案の縦覧

- 1月16日(火)～2月16日(金)
 - ・役場総務課 ・旭川開発建設部本部 ・名寄河川事務所
 - ・サンルダム建設事業所 ・岩尾内ダム管理所
 - ・天塩川水系河川整備計画のホームページ
- http://www.as.hkd.mlit.go.jp/teshio_kai/teshio/index.html

意見の提出方法

- ・縦覧場所に置いてある意見書に記入のうえ、備え付けの封書で郵送またはファックス(送付先などは用紙に記載)
- ・前記ホームページ

原案に関する公聴会

- 2月27日(火)10時～18時
- ・上川北部地域人材開発センター(名寄市緑丘30番地1)
- ・幌延町公民館(幌延町宮園町1の3)

問い合わせ先

旭川開発建設部治水課 ☎0166-32-1111(内線3298)

